

小田原城天守閣条例及び小田原城歴史見聞館条例の一部改正案

1 改正の背景

小田原城天守閣、常盤木門、歴史見聞館の3施設について、来場者へのサービスの向上と観光面での更なる活用を図ること、また、施設の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度を導入することとしたため、関連する条例の一部改正を行う必要が生じました。

2 改正する条例

- (1) 小田原城天守閣条例
- (2) 小田原城歴史見聞館条例

3 改正の内容

指定管理者に管理運営業務を行わせることができるように、小田原城天守閣条例及び小田原城歴史見聞館条例について次のような内容の一部改正を予定しています。

(1) 指定管理者による管理に伴う一部改正

天守閣、常盤木門、歴史見聞館を適正に管理でき、併せて地域文化及び観光の振興に資することを効果的に達成することができる法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」といいます。）に、天守閣、常盤木門、歴史見聞館の管理を行わせることができることとします。

(2) 指定管理者が行う業務の範囲に関する一部改正

指定管理者が行う天守閣、常盤木門、歴史見聞館の管理運営業務の範囲を次のとおりとします。

ア 維持管理に関する業務

イ 利用料金（現行の入場料及び使用料に相当するものです。）に関する業務

ウ ア及びイのほか、市長が必要と認める業務（指定管理者からの提案も含めません。）

(3) 利用料金に関する一部改正

利用料金について指定管理者に納付することとし、また、現行の利用料金の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定められるようにします。

なお、利用料金は、指定管理者の収入とします。

(4) 利用料金の減免に関する一部改正

指定管理者が市長の定める基準に従い必要と認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができるようにします。

(5) 利用料金の不還付に関する一部改正

既納の利用料金の還付は行いませんが、指定管理者が特別の理由があると認めるときには、その全部又は一部を還付することができますとします。

(6) 入場の制限に関する一部改正

指定管理者が次の項目のいずれかに該当する者の入場を拒み、又は退場させることができるものとします。

ア 建物又は設備若しくは資料その他の物品を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

イ 他人に危害を及ぼし、又は秩序、風俗を乱すおそれがあると認められる者

ウ ア及びイのほか、管理上支障があると認められる者

4 その他関連条例等

上記の条例の一部改正に伴い、小田原城天守閣条例施行規則、小田原城歴史見聞館条例施行規則において、指定管理者が行うことができる事項について一部改正します。また、小田原市都市公園条例について、指定管理者に管理を行わせる都市公園に城址公園を追加する一部改正を行います。

5 条例の施行予定日

平成29年4月1日

小田原城天守閣条例及び小田原城歴史見聞館条例の一部改正案

指定管理制度導入後の利用料金については、指定管理者が現行の利用料金の範囲内で、市長の承認を得て定められることとなります。現行の利用料金については、以下のとおりとなっています。

1 天守閣の入場料

区 分		単 位	金 額	小田原城歴史見聞館入 場料と同時徴収の場合 の金額
個人	15歳以上の者	1人	500円	390円
	小学生及び中学生		200	170
団体	15歳以上の者		400	310
	小学生及び中学生		160	140

2 常盤木門展示室の入場料（平成28年12月29日までの範囲内で規則で定める日から適用。 3の特別料金において同じ。）

区 分		単 位	金 額
個人	15歳以上の者	1人	200円
	小学生及び中学生		60
団体	15歳以上の者		160
	小学生及び中学生		40

3 他の施設の入場料を同時に徴収する場合の特別料金の設定

※（ ）内は、特別料金の合計額

区 分		単 位	天守閣及び常盤木門 展示室		天守閣、常盤木門展示室及び小田 原城歴史見聞館		
			天守閣	常盤木門 展示室	天守閣	常盤木門 展示室	小田原城 歴史見聞 館
個人	15歳以上 の者	1人	円	円	円	円	円
			430	170	350	140	210
	(600)		(700)				
	小学生及 び中学生		170	50	140	40	70
(220)		(250)					
団体	15歳以上 の者	1人	340	140	280	110	170
			(480)		(560)		
	小学生及 び中学生		140	30	110	20	50
			(170)		(180)		

4 天守閣の使用料

区分		金額（1回につき）
望遠鏡		円 100
コインロッカー	大型	200
	小型	100
甲冑（ちゅう）等	15歳以上の者（中学生を除く。）	200
	小学生及び中学生	100

5 歴史見聞館の使用料

区分	金額（1回につき）
合成写真撮影機	100円

